

山口県農林水産部所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

山口県農林水産部所管公共事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後、一定期間ごとに当該事業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことを目的とする。

第2 再評価対象事業及び実施時期

- 1 農業農村整備事業（農業農村整備事業再評価実施要領細目の第2による。）
- 2 草地開発整備事業（草地開発整備事業再評価実施要領細目の第2による。）
- 3 森林整備事業（森林整備事業再評価実施要領細目の第2による。）
- 4 水産関係公共事業（水産関係公共事業再評価実施要領細目の第2による。）

第3 再評価の内容

- 1 農業農村整備事業（農業農村整備事業再評価実施要領細目の第3による。）
- 2 草地開発整備事業（草地開発整備事業再評価実施要領細目の第3による。）
- 3 森林整備事業（森林整備事業再評価実施要領細目の第3による。）
- 4 水産関係公共事業（水産関係公共事業再評価実施要領細目の第3による。）

第4 再評価の実施

- 1 再評価の実施主体は県とする。
- 2 県は、農林水産部評価システム検討委員会を設置する。

県は、第2に掲げる事業において、関係する市町の意見の聴取、再評価を行うに当たり必要となるデータの収集、整理等（以下「評価に係る資料の作成」という。）を行い、事業の継続または見直し（事業手法、施設規模等内容の見直しを含む）、若しくは休止又は中止の方針案（これらに伴う事後措置を含む）（以下「対応方針（案）」という。）の作成を行う。

- 3 県は、学識経験者等の第三者で構成される山口県公共事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置し、提案した「対応方針（案）」に対する事業評価委員会の報告を受け、その結果を踏まえて対応方針を決定する。

第5 再評価結果、対応方針等の公開

県は、対応方針を決定したときは、次の項目について公開するものとする。

- 1 再評価を実施した事業の一覧
- 2 再評価結果、対応方針等
- 3 その他必要と認められる事項

第6 事業評価委員会

1 事業評価委員会における審議対象事業

委員会は、県が再評価を実施した全ての事業の対応方針案について審議するものとする。

なお、市町等が事業主体である農林水産部所管事業について、市町長等から依頼があれば審議の対象に含めるものとする。

2 事業評価委員会の役割

事業評価委員会は、当該事業に関する「対応方針（案）」について審議を行い、知事に対して審議結果を報告するものとする。

なお、市町長等から依頼のあった農林水産部所管事業については、事業評価委員会の審査結果の報告を受けて当該市町長等に報告するものとする。

3 事業評価委員会における審議方法

審議方法は、事業評価委員会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

第7 事業評価委員会の意見の尊重

知事は、事業評価委員会から報告があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

第8 その他

各事業所管課は、本要領に基づき、再評価について実施要領の細目を定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

2 この要領は、平成22年8月5日から施行する。